

佐賀県告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十四年二月七日から平成二十四年三月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月七日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 黒川松島線	伊万里市脇田町字三本谷一六四七番 七地先から 伊万里市脇田町字札ノ元一二五一番 二地先まで	平成二四・二・八